

## 岡山県における部落解放運動の歴史と教訓

### 一、「正常化連」発足と岡山県連の役割

#### 1、正常化運動で中心的役割を果たした岡山県連

解同朝田一派は、反共と暴力、部落排外主義による蛮行によって、解放同盟組織を混乱に陥れ、1969年に起こった矢田問題を踏み絵にするとともに、意見の異なる者や組織（組織の約三分の一）を次々と排除しました。このなかで、1970年6月に岡山市解放会館で、朝田一派とたたかい部落解放運動の正常化をめざして岡山、山口、広島、京都、高知の各府県連と「大阪府正常化委員会」の代表が集まって討議をし、部落解放同盟正常化全国連絡会議（正常化連）を発足しました。この組織は、解同朝田一派の蛮行と闘い、正しい部落解放運動を進め、部落解放運動の正常化をめざすと共に、解放同盟内にあつて朝田一派のファッショ的策動と闘い正常化するために県連や個人と呼応し連帯して闘うことを申し合わせました。

岡山県連は、正常化連へ加盟決議をすると共に各級機関で決定し、1970年11月に全県活動者会議と翌年4月に第24回県連大会を開き、大源一派として2割強が脱走したものの組織体制はこれまでと基本的に変わらないことから、これまで通り部落解放同盟岡山県連合会として運動を進めることを決定しました。以後定期大会毎に部落解放要求貫徹全国闘争を継続発展させ、要求闘争と宣伝活動、解同の蛮行とのたたかい、民主教育の確立を含め共同闘争などの方針を決定し前進させるために取り組んで来ました。

朝田一派のテコ入りによる岡山県連の分裂の危機を克服するために、岡委員長をはじめ多くの幹部は統一と団結への粘り強い努力を重ねてきました。しかし大源一派は、「おまえらとは水と油だ」と言って分裂主義者の本性を現し、県連から脱走して以来、近隣府県の解同幹部の援助を受けて県下で反共とデマ宣伝など分裂策動を行い、市町村に暴力的圧力をかけて「市民権」を得ようと同和行政の「窓口一本化」の策動を強めました。特に、中央町での「窓口一本化」を是正し公正・民主的な同和行政を要求する座り込みによる「150日闘争」は歴史に残る闘いでした。さらに、岡山市、倉敷市、津山市、久米町、作東町、吉井町などでの公正・民主的な同和行政を確立するたたかいは、大きな成果と教訓を残し、闘いを通じて会員の結集と団結を促進しました。

大源一派は、全国各地での蛮行と呼応して県内各地で映画「橋のない川」の上映活動を物

理的に妨害し、久米町差別デッチ上げによる糾弾、第二の「矢田問題」といわれた美作教職員組合選挙にかかわる差別デッチ上げをはじめ反共と教師敵論による民主的教師攻撃の策動を強めました。特に、落合中学校や宇野小学校、操山中学校に対して行った「狭山差別裁判糾弾同盟休校・同盟登校」などは、地域内外住民から大きな批判を受けました。

また、大源一派は、解放会館奪還を企て、それに対する数ヶ月にわたる昼夜の防衛闘争も歴史的なたたかいです。

70年5月の岡山県研究集会の成功に続いて、71年5月に3日間の日程で岡山市において第1回部落問題全国研究集会を約6千名の参加で成功させました。この集会は70年代の展望を切り開く部落解放の理論を創造、発展させる契機となり、その後も研究集会を重ね、第3回研究集会も岡山で開催し成功させました。

## 2、組織の防衛と発展に全力をあげた青年部、婦人部

また、青年活動では、70年8月に広島市で部落解放全国青年集会（実行委員長・石岡克美）を成功させ、回を重ね全国的に部落解放運動を正常化させるために大きな役割を果たしてきました。岡山県連は、70年9月の青年活動者会議で「青年行動隊」を組織して組織を守り、青年活動を前進させることを確認し、72年には、第15回県連青年集会を開き、部落解放運動における青年運動を前進させてきました。

婦人活動では、70年8月に岡山市で第12回県連婦人集会を開き、「婦人の力で正しい部落解放運動を守り、進んで正会員になろう！」「朝田・大源一派の分裂策動をはねのけ、組織の団結と統一を強化し、婦人が解放運動の先頭に立とう」などのスローガンを掲げて成功させ、婦人対策部や各支部を中心に運動を支え前進させる役割を果たしてきました。

## 3、町民、高校生とともにたたかった八鹿高校事件

解同朝田一派の暴力的蛮行との闘いは、この時期に全国的、全県的に正常化連組織と民主勢力が部落解放を前進させ、民主主義と人権を守る闘いとして展開してきましたが、中でも1974年10月から11月にかけて兵庫県南但馬で起こった朝田・丸尾一派による朝来・八鹿高校暴力事件は、部落解放の名を騙って起こした歴史に残る極めて重大な事件でした。八鹿

高校集団暴力事件は、74年11月22日、兵庫県養父郡八鹿町で、朝田・丸尾一派の暴力集団数百名が八鹿高校での部落解放研究会の設置を認めないことを理由に、八鹿高校教師66名に白昼襲撃し、夜中まで13時間に及ぶ集団テロ、リンチを加え、危篤状態数人を含む29人が重傷を負って入院するという教育史上にも部落解放運動史上にも例のない出来事でした。

この事態に対して生徒達約1,000名は、先生たちを救出するために必死で努力し、自主的に八木川の河原に集結して、丸尾暴力集団数百名に抗議し対決したことは、勇気をもって純粋に正義を貫こうとする行動として大きく評価されています。この暴力事件に対し、県教育委員会が加担し、警察が生徒達の救出要請にこたえなかったことは、権力が解同朝田一派を泳がせ利用していたことを見事に示しています。また、不思議なことに赤旗新聞が報道をしたことを除いて他のマスコミがこの事実を最初から報道しなかったことです。この事件に対して、「解同のファシヨ的暴力から国民の命と人権、教育と自治を守る連絡会議」を組織して、八木川の河原で民主勢力を中心に朝田・丸尾一派による八鹿高校暴力事件に対する怒りと抗議を込めて17,500人が結集し、「12・1決起集会」とデモ行進をしました。このデモ隊に対して手を合わせて拝む町民も見られるなど感動的な行動となりました。

正常化全国連絡会議としてこの闘いに積極的に参加し、岡山県連として、バス二台で調査団を送り、住民に対する宣伝活動を展開しました。この八鹿高校暴力事件は偶然に起こったものではなく、丸尾暴力集団は数カ月前から兵庫県南但馬一帯の町役場や各学校へ暴力的糾弾を繰り返し、制覇しており、これと闘ってきた朝来町の橋本先生が約一週間にわたって丸尾暴力集団と強制的に駆り出された町役場や学校、町民を含め数百人に昼夜を問わず監禁された事件がおこりました。この事態に対して、兵庫県内、近県の民主勢力が闘い、岡山県連も積極的に参加し、抗議集会や丸尾暴力集団の暴力による自治と教育破壊、民主主義と人権を踏みにじる行為にたいして町民とともに闘うことを訴えた宣伝活動を展開しました。岡山県連が参加した10月26日には、この宣伝行動に対して丸尾暴力集団が襲撃し、百数十人の負傷者を出しましたが、すぐそばに待機していた警察機動隊は暴力を目の当たりに何もしなかった事実は決して看過することはできません。

#### 4、就職差別撤廃へのとりくみ

就職差別撤廃共闘会議のたたかいは、70年11月末にT百貨店の内部告発として、解放同盟（正常化連）へ郵送による匿名の投書がはじまりでした。投書の内容は、T百貨店人事採用における「身上調査書記載要綱」のしおりとそのなかで「特異な事項」として、「前科、

思想、精神病、部落、宗教」、その他については極秘扱いにし、警察を通じて思想、素行調査し、家族の収入によっても採否を決めると言う就職差別白書とも言うべきものでした。当時の解放同盟（正常化連）が中心となって取り組み、T百貨店就職差別撤廃共闘会議を組織して交渉を重ね解決しました。引き続き、71年には、岡山県就職差別撤廃共闘会議（就職共闘）を組織して、県と労働省との交渉で、就職する本人の能力、適性のみで採否を決めるという原則で「統一応募書式」を作らせて企業や自治体に徹底すると共に、就職共闘として、統一応募書式に違反する企業、自治体、国鉄、郵政局、警察、自衛隊などについて事実を確認し交渉しながら是正させ、着実に成果を挙げてきました。

## 二、全解連への改組発展

### 1、全国部落解放運動連合会の誕生

76年3月14日、東京の九段会館で、正常化連第五回全国代表者会議を全国28都府県連の代議員と3県の特別代議員2,150名が参加して開き、「組織の内外から部落解放運動の正常化をめざす」という苦難に満ちた血と汗のにじむ6年のたたかいに終止符をうち、その成果と国民融合という新しい部落解放理論に基づく明るい未来への確信と力強い決意を示しました。

引き続き2日目に正常化連から改組発展させ、全国部落解放運動連合会を結成させました。大会では、部落解放への展望を科学的な理論に基づいて明らかにし、新・旧差別主義を打ち破り、部落住民の社会的、経済的、文化的地位向上と国民融合をめざす、組織の抜本的強化発展を勝ち取り、朝田一派の無法・暴力・不正義を克服して、国民各界の広範な支持をかちとる、共同闘争を前進させ、部落問題の根本的解決をなしうる国政革新の実現へ向け、統一戦線の結成と前進のために奮闘するなどの運動方針を決定し闘ってきました。

### 2、岡山県部落解放運動連合会へ

全国的な組織の改組発展の取り組みに合わせ、76年4月12日に岡山市民会館に2,100人の役員、支部代表が結集して、岡山県部落解放運動連合会結成大会を成功させ、県正常化

連から改組発展させました。県連大会の方針は、全解連結成大会で決定された綱領的性格として位置付けた「宣言」と方針、規約を基礎に岡山県内の具体的条件を生かした県連方針にすること。県連組織を自主的、民主的な方向へ抜本的に強化発展させ、圧倒的多数の部落住民と国民各層のなかで支持を勝ち取り、真の部落解放を目指す諸闘争を前進させ、朝田一派の妄動を一掃する。部落内外の国民各層との連帯を強め、共通要求で協力共同の活動を前進させること。部落解放運動の本流としての使命を果たし得る質、量ともに高い主体的な力量をもった組織を作り上げること。などの国民融合路線に基づく方針を決定しました。

### 三、 「21世紀をめざす部落解放の基本方向」の策定へ

#### 1、国民融合路線と部落排外主義路線の決着をつけるたたかい

1976年2月28日、西大寺市民会館に於いて、県下の労組、民主団体、教員、自治体関係者、正常化県連などから1,050人の参加で「国民融合をめざす部落問題岡山県会議」が結成されました。

県会議の発足は、朝田・大源一派の蛮行を批判し、正しい部落解放を願う団体、個人が団結して、宣伝・啓発活動をつよめ、部落問題にたいする正しい国民的世論をつくり上げようとするものです。

1976年4月11日、岡山市民会館にて、約2,100名の参加で正常化連から「岡山県部落解放運動連合会」へ組織を改組、発展させるとともに「国政革新と国民融合の実現をめざし、県民とともに力強く闘いつづける」と宣言を発表しました。

全解連県連は、1977年の春闘方針として具体的な9項目を示し、解同大源一派の無法な要求によってつくられている同和行政の不正を正し、国民融合を深める公正・民主的な同和行政の実現と社会性のある部落住民の要求実現を訴えました。

この春闘の前進のなかで、解同大源一派の想像を越える不公正が、各地域で次々と「摘発」されており、この結果から「部落差別解消の同和行政とは何か」再検討する市町村自治体が

増えてきました。

1981年、「国民融合で部落解放を」を統一テーマに、第10回部落問題全国研究集会が5月19日、岡山県立体育館と第二会場を岡山武道館にして一万人の参加で歴史的な研究集会を成功させました。この集会の重要な課題は、部落差別を21世紀まで持ち越さないためにいま何が課題であるか、最終年度をむかえた「同特法」をどうするのか、文化的で住みよい町づくり、地域づくりをめざす課題を明らかにする、ことでした。岡山県実行委員会の活動を中心に県当局、議会、自治体関係機関、マスコミ、法曹、宗教、婦人、商工団体、農協、PTA、大学など幅広い後援を得て開催され、国民融合論の前進で画期的な研究集会となりました。

1980年、国民融合に真に役立つ同和行政の前進をめざして、11月20日～21日、美作町湯郷「たつみ山荘」で全解連岡山県連と国民融合をめざす岡山県会議の共催で、同和行政のあり方をめぐる懇談会が開催されました。この懇談会には、県下62市町村の行政、教育委員会、組織の代表約200名の参加で対話懇談が行われ、問題提起として全解連中央本部、中西書記長より「重大な障害になっている乱脈不公正な同和行政を、公正・民主的に転換し、国民融合の同和事業を推進する」ことが重要であり急務と強調。全国的に「同特法」を悪用した解同幹部による重大な弊害が作りだされている事実を指摘しました。

1981年、「本音で語る同和问题シンポジウム」が、7月13日津山市農協会館を会場に、全解連津山市協議会の主催で171名の出席により開かれました。このシンポは、同特法の期限切れをめぐり、法制定後13年間の事業の到達点をふまえ、弊害や問題点を克服し、今後の事業を市民合意によって進めようとする全国的にも新たな試みでした。

82年以降の全国闘争は、「公正・民主・公開・住民合意の同和行政の確立」「新法期限内に事業の基本的終結を」「21世紀まで部落差別を持ち越さない」展望について、街頭宣伝活動、対話懇談会、署名活動などが展開されました。

88年全国闘争から「部落問題の解決をめざす県民運動」として名称を変更し、89年からの全国的な「部落問題の解決をめざす国民運動」へと発展させてきました。

## 2、公正・民主の同和行政確立のとりくみ

全解連は、部落解放運動の分裂以来、解同の暴力・利権あさりの暴挙を許さず、公正で民

主的な同和行政を確立するために一貫して奮闘してきました。

県都・岡山市において、解同の窓口一本化を策した問題にかかわっての75年のたたかい、解同の不当要求の是正を求めた77年や80年のたたかいを積み重ね、79年には長船町ライスセンターの解同による独占管理の問題など一連の不正是正の闘いを進めてきました。

特に1980年の岡山市の問題は、西大寺での農道の過大設計と業者のゆ着問題、市内市営住宅の不正入居問題などでした。この問題では、80年部落解放要求貫徹全国闘争の最大のヤマ場である岡山県総決起集会が9月26日に5,200名の参加でひらかれ、対県交渉、岡山市長への不公正行政是正を求める抗議と申し入れなどの行動を展開しました。岡山市の不公正行政、解同による不正融資問題について具体的な例を挙げ県の指導責任を追求した結果、県は「調査し、市に指導する」と約束しました。岡山市への抗議と申し入れに対して、岡崎市長は「主体性のないまま組織対策として対応してきた」と反省を示し、「同和行政を公開にしたい」と不正是正のための方向を表明しました。

しかし、1981年1月14日、岡山県警本部は、全解連岡山市協幹部3名を不当に逮捕する弾圧をかけてきました。この不当弾圧の発端は、解同に屈服した岡山市が彼らの言いなりになり、個人所有の山に公費で必要もないのに基準を大幅に上まわるコンクリート舗装の農道を建設したり、解同幹部に従わない人達には同和施策を受けさせない、市と全解連の合意、約束を一方的にふみにじりオープン前の隣保館使用を解同にみとめ独占管理を許すなど数多くの不公正な同和行政が原因であったことが12回にわたる公判を通じて明らかになりました。

岡山市は、86年6月にも西大寺での隣保館運営をめぐる交渉をとらえて全解連活動家を不当に逮捕させる弾圧を行いました。不当に起訴されたなかで公判を裁判所内外でたたかい、証人にたった当時の助役をして「残念ながら全解連の主張は筋が通っていた」といわしめる取り組みとなりました。

### 3、解放会館裁判闘争

1976年は、部落解放同盟正常化岡山県連合会から岡山県部落解放運動連合会へ改組発展し、国民融合を大きく前進させた年でした。

当時、岡山県連は現在の「岡山県民主会館」の建設を計画し、1978年11月に完成の予

定で工事が順調に進んでいた状況のなかで、突然解同大源一派一部幹部の名で（7月5日付け）全解連の旧「解放会館」の土地、建物が彼らのものであると主張し、800万円を積み立て岡山地方裁判所に「仮処分」をうってきました。

この解同の言いがかりに対して全解連岡山県連は「仮処分異議申立書」を岡山地方裁判所に提出すると同時に岡山合同法律事務所及び関西合同法律事務所に依頼し、この裁判は単に民主団体の財産権のあり方だけでなく部落解放運動の正当性を争う重要な闘いと位置付け、広く民主団体に呼びかけ「仮処分取り消し」の要請署名、要請活動を働きかけることになりました。

1987年3月解放会館裁判第31回の判決公判を迎えるなかで、岡山地裁は解同の請求を棄却し、全解連の全面勝利となりました。

その後、解同が第一審判決を不服として控訴したため、広島高等裁判所に場所を移しての裁判闘争になりました。1987年9月8日、広島高裁岡山支部で第一回公判が行われて以来、1991年6月6日の第17回公判までたたかわれました。17回公判は、解同側代理人より「和解」が提案され、これに対して全解連側は、こんご所有権を巡る問題で法的紛争が絶対に起こらない事を前提条件にするなら和解に応じると意志表明をしました。この「解放会館裁判闘争」は、一審で約9年間、二審で4年間という長い期間の歴史に残る闘いとなりました。

#### 4、教育介入とのたたかい

1983年4月8日、岡山県教育委員会は、1950年以来33年間つづいてきた「民主教育」の名称を突如として「同和教育」に変更することを4月1日にさかのぼって決定し、県下の教育関係機関に通達しました。学校をはじめ市町村教育委員会など関係機関では、今回の「名称変更」の決定に対して「変更理由がわからない」「解放教育を岡山県にもちこむ暴挙だ」などの批判の声があがり現場で大きな混乱が生まれました。

全解連はただちに対県教委交渉をはじめ県連をあげての抗議と「解放教育」に道を開く策動粉碎のたたかいを前進させました。

全解連岡山県連は、県教育委員会が突然、「民主教育」から「同和教育」に名称変更したファシヨ的暴挙にたいして、4月13日から県教委の責任をきびしく追及しました。その中



で、4月1日に解同の「楠木某・狭山闘争事務局長」が県庁4階の「民主教育指導課」の標札を奪い、佐藤県教育長が解同県連事務所に標札返還を求めたが返されず、4月5日まで解同県連が強奪したまま名称変更をせまり、結果として強行したことが明らかになりました。県教育委員会は、全解連の交渉のなかで、県下の教育関係、教育現場で引き起こされている混乱に対処するため、「名称変更の一定期間の凍結」を約束し、4月22日に教育関係機関に通達しましたが、翌日には一方的に「凍結を解除」する文書を通達し、そのうえ教育長を県外の病院に入院させるという、主体性を放棄した姿勢を顕わにしました。

1983年6月、「解放教育」を阻止し、民主教育を発展させる岡山県連絡会を高教組、私教連、全解連等をはじめ11団体で結成しました。そして、民主主義教育を守り発展させること、解放教育を阻止し、民主主義教育の一環としての民主教育を発展させること、を目的として、宣伝・署名活動等を強め全県民的な運動へと前進させました。

#### 四、「基本方向」決定からのとりくみ

##### 1、「21世紀をめざす部落解放の基本方向」と理論・政策活動の前進

国民融合論にもとづく部落解放運動の前進と成果の上に立って全解連は、1987年3月9日に開催された第16回全解連大会（東京）において、「21世紀をめざす部落解放の基本方向」（綱領的文書）を決定しました。

「21世紀をめざす部落解放の基本方向」では、部落問題とは何かについて、資本主義属性論を退け、封建的身分差別の残りものを一掃し、民主主義を確立していく課題であることを明確にしました。また、部落問題の解決すなわち国民融合とは、部落が生活環境や労働、教育などで周辺地域との格差が是正されること、部落問題にたいする非科学的認識や偏見にもとづく言動がその地域社会で受け入れられない状況が作りだされること、部落差別にかかわって、部落住民の生活態度・習慣にみられる歴史的後進性が克服されること、地域社会で自由な社会的交流が進展し、連帯・融合が実現すること、と部落解放運動史上初めて「部落問題が解決された状態」を4つの指標で示しました。

全解連は、「21世紀をめざす部落解放の基本方向」にもとづいて、古い差別主義の克服とともに解同などの策動や肥大化した行政施策などによって生みだされた新たな差別主義の

克服をめざした運動を全国的に展開して大きな成果をあげてきました。また、「基本方向」の決定以来、全解連は、理論・政策の分野で著しい活動を展開してきました。1988年には、「差別事象にたいする全解連の方針」、1990年には、「地域改善財特法後のあり方についての見解と方針」、1992年には、「自立と融合をめざす部落住民の教育要求をもとにして新たな教育運動をすすめよう」、1994年には、「同和対策事業を早期に終結させ、憲法の保障する暮らし・福祉・教育などの充実について」、1996年には、「同和啓発に関する全解連の見解」を決定いたしました。

88年の「差別事象にたいする全解連の方針」は、国民間で生じたいわゆる「差別事象」の解決の方法としては、従前の「確認・糾弾」という方法を一切とらないとしたものです。この方針の決定には、解同がおこなう人権無視の暴力的な「確認・糾弾会」と全解連の私たちが行っている相手の人権を尊重する立場での「確認会」の違いも当事者とされた者から見れば、人間性を否定するものとしか写らない。「確認会」は、どのような形式のものであっても当事者が自由に意見の言える状態になく、一方的なものとならざるを得ず、結果的には当事者の人権を侵害することになり、部落問題解決を遅らせる役割しか果たさないために全解連は「確認会」という解決方法をとらないことにしました。この「差別事象にたいする全解連の方針」決定後、特に、解同が全国的に行っていた学校現場での「確認・糾弾」行為は、公教育・教育現場への不当な教育介入であり、各地で阻止行動の闘いを精力的に展開してきました。

90年の「地域改善財特法後の全解連の方針」は、1969年に「同和対策事業特別措置法」が制定されて21年間が経過し、特別法の期限が残り2年になった時点において、この間一般地域との較差が大きく是正され、これ以上「同和地区」と「同和地区住民」を対象とした施策を行うことは、行過ぎた行政施策によって逆差別を生じたり、「同和地区住民」の自立を妨げ、部落問題解決には逆効果で役立たないことになる、との基本的な見解を示しました。同時に「地域改善財特法」の期限内に成し遂げるべき課題をやりきるとともに、法後に残る課題としての行政・教育・啓発のあり方を求めたものでした。全解連としては、すでにこの時点から「同和の特別施策の終結」を求めて国民合意を得るために奮闘していました。

## 2、解同の「確認・糾弾」、部落排外主義路線とのたたかい

この間、解同による暴力的な「確認・糾弾」にたいし勇気をもって立ち上がり、裁判闘争などで次々と勝利していきました。主なものとして87年の広島県三次市「八次小」問題、92年の高知市「一ツ橋小」問題、94年の解同暴力糾明裁判などがありました。

「八次小」問題では、三次市の現地で行われた真相説明会、宣伝行動、市長と教育長への申し入れ活動などに岡山県連からも20数名が参加して支援活動を行いました。

「一ツ橋小」問題では、真相報告会、署名活動や高松高裁での裁判傍聴などの支援活動を行いました。

解同暴力糾明裁判は、部落解放運動の本流を争う裁判と位置付け、多くの民主団体・労組、文化人などとともにたたかいました。特に京都地裁で行われた公判には、毎回岡山県連からも多数の傍聴・支援の参加をしてきました。この裁判は、解同中央本部が告訴して始まったものでしたが、裁判の旗色が悪くなった彼らが告訴を取り下げたために全解連の実質勝利の内に終結しました。

また、89年からの「反差別国際運動」(IMADR)の国連NGO委員会への登録策動にたいして、彼らの組織の本体である解同が人権団体とは名前だけで、日本国内では兵庫県の八鹿高校集団暴力事件をはじめ数々の暴力事件と不当な行政・学校介入、利権あさりの反社会的な団体であり、人権擁護どころか反対に人権侵害を行う団体であるのでNGOに登録しないように国連人権委員会や各国大使に働きかける国際活動を日本国内の中央57団体(構成員500万人)でとりくみました。しかし一部の国の委員が積極的に「反差別国際運動」の加盟に動いたため、3回目(2年に一度の開催)の審理が行われた93年3月末の国連NGO委員会でロスター承認(名簿登録資格)となりました。

解同は、同和の特別法を半永久的に継続し、解同一部幹部の利権あさりの永続化を狙って、宗教界や企業・行政などを総動員して「部落解放基本法」の制定にとりくみました。特に、96年には、新進党が国会へ法案を提案しましたが議事運営委員会で否決を見ました。「部落解放基本法」の制定は、部落問題解決を永久のかなたに追いやるものと私たち全解連や広範な国民の反対運動の中で社会的に粉砕してきました。

解同による「確認・糾弾」が全国的に学校・教育現場を中心に強行されている中で、全解連はその違法性を国・政府として明確にすべきであると政府交渉を毎年積み上げてゆくとともに、解同の蛮行をやめさせるための宣伝・広報活動、自治体への申し入れ、自由な意見交換のできる「対話懇談会」の開催など広く国民に訴えてきました。その結果、法務省は89年に、解同による「確認・糾弾」行為は「私的制裁そのもの」、「自由な意見交換の妨げ」、「部落問題解決には役立たない」と「確認・糾弾」に対する見解を示しました。

### 3、国民融合の前進

全解連は、1994年から3年間で部落問題解決の条件を大きく切り拓くために、「日本国憲法をまもり、いまこそ部落問題の解決を」の300万人アピール署名にとりくみました。

「部落問題アピール署名」は、旧身分を理由にした差別の垣根をとりはらい、部落内外の交流と連帯を促進する、行政の主体性の確立、同和行政の早期終結と一般行政への移行、憲法の平和的・民主的条項をかたく擁護するとともに、平和と生存の権利を保障する福祉・社会保障を充実させる、部落を半ば永久的に固定化する新たな法律は部落問題解決に逆行する、自由な意見交換をさまたげる「確認・糾弾」という手段を排除する、の5項目で国民合意を得て部落問題解決への国民融合を前進させようというものでした。

この「部落問題アピール署名」には、中央段階でも岡山県内でも労働組合、民主団体などの代表者、学者、文化人、宗教家などの著名人の呼びかけで「アピール署名推進委員会」が結成されました。岡山県では50万人署名の目標を掲げて、市・郡単位、市町村ごとに署名目標と推進体制をひいて統一行動をおこなうなど精力的なとりくみを行いました。個人で1,000人、2,000人の署名を集めた女性会員、統一行動でいっきに住民過半数をやりあげた支部、組織の空白地域へ「郡単位」で統一行動をおこない目標を達成するなど教訓的な活動が各地でとりくまれました。その結果、97年3月末で約47万8千名の県民の方々から賛同の署名が寄せられています。住民過半数を突破した自治体は、38市町村に達する成果をあげました。

また、「部落問題アピール署名」の活動と並行して、部落問題について本音で何でも話せる「自治体別懇談会」が全県的にとりくまれ定着していきました。この「懇談会」は部落問題タブーの克服と全解連運動への理解を深めていくのに大きな役割を果たしました。

県教育委員会交渉では、岡山県同和教育研究会（県同教）所属の一部教師による「解放教育」の学校現場への持ち込みなど偏向した「同和教育」をやめさせるために具体的な事例を示して追及しました。この根本が「県同和教育基本方針」に原因があり、肥大化・別格化の同和教育に対する是正と廃止を求めて粘り強く闘いを進めてきました。

さらに、県教育委員会が過去30数年間行っていた「同和地区児童・生徒の基礎調査」の廃止に向けて、98年7月7日、地域の保護者や全解連会員など約200名それぞれが住所、氏名、請願内容を明記した個人請願書を手にして岡山県庁を訪れ、岡山県教育委員会の黒瀬定生教育長に対して「私の子を勝手に『同和地区の子』などと認定しないでほしい」という憤りをもった請願行動を展開しました。請願行動に参加した一人ひとりが、「この時代になぜ

同和とかそうでないとか判別しないといけないのか」「県教育委員会が差別を残すことになる」「学校の先生もどの子が同和関係者かを定める、そんなことはできないとっている」と直ちに中止することを強く要請しました。

当日は429名分の請願書が出され、その後第2波(20回)、第3波(5回)の要請行動を展開、あわせて2,748名の個人請願書が県教育委員会へ提出されました。倉敷市でも10数波におよぶ請願行動が展開され、女性独自のとりくみも展開されました。

98年11月24日の参院・文教科学委員会で林紀子参院議員(日本共産党)が取り上げ、有馬朗人文部大臣から「状況の変化を踏まえまして、文部省では、各地域における状況等もみきわめながら、この調査の扱いについては検討をさせていただきたいと思っております」という回答をひきだしました。

その後、99年1月、3月の文部省交渉でも、「国会でとりあげられた問題であり、十分な検討が求められている」、「人権侵害にならない調査のありようを検討しているがわからない」などとのべ、結局98年度は文部省から各県への照会は中止されました。

2000年9月22日は、県民的なたたかひにするため民主団体・労働組合の代表、個人などで『同和地区児童・生徒の基礎調査』を廃止させ、どの子にもゆきとどいた教育を求める県民の会(世話人代表:竹内和夫岡大名誉教授)を結成して、県議会への請願署名を提出する活動にとりくみました。2001年6月8日に県議会議長へ84,974筆の署名を添えて「基礎調査の廃止」の申し入れを行いました。

結果、翌年には文部省で調査を中断させるとともに、岡山県でも「特別法」の終結とともに「同和地区児童・生徒の基礎調査」は廃止されました。

## 五、「部落解放運動の発展的転換をはかる基本方針・案」提起へ

「部落解放運動の発展的転換をはかる基本方針・案」の第一次案が1999年3月の第28回全解連大会で提起され全国的討議に付されました。結果として2000年9月に第30回臨時大

会を開催して、「部落解放運動の発展的転換をはかる基本方針」を決定しました。その提起や決定にいたるまで岡山県内においても部落問題解決の最終段階としてのとりくみが総合的に展開されました。

## 1、同和行政の終結に向けたとりくみ

96年に全解連が提出した「同和行政の終結、一般行政への移行を求め、『部落解放基本法』の制定をしないことを求める請願書（陳情書）」は、98年3月段階で、新見市、高梁市、井原市、津山市、瀬戸町、山陽町、熊山町、御津町、牛窓町、邑久町、有漢町、賀陽町、船穂町、大佐町、北房町、久米南町、勝田町、作東町、柵原町、久世町、勝山町、勝北町、奈義町、美作町、鏡野町、英田町、東粟倉村、西粟倉村、八束村、中央町の30市町村の議会で採択されました。

また、同和対策事業の自治体段階で終結を明らかにするとりくみが進みました。有漢町が97年3月5日に全解連とともに「同和対策事業終結町民集会」を開催したのを皮切りに、98年3月15日に備中町、同年5月24日には東粟倉村で同様の完了宣言祭が開催されました。96年段階での津山市民の終結集会、美作町支部での終結集会、97年での北房町が同和対策審議会での終結宣言、勝山町議会「完了宣言検討委員会」の設置、など各地で具体的な進展が勝ち取られました。

これらのとりくみが反映して、県民的な同和行政終結への世論に結び付けてきました。98年に開催した自治体別懇談会に延べ2,503名が参加され、アンケートに対して2,161名から回答がよせられました。同和行政についての設問では、「同和行政の終結が当然」、「これ以上の同和行政をつづけることは、かえって部落問題解決の障害になる」と回答した人が88.1%にのびりました。同和教育についての設問では、「同和問題を中心に据えた教育」を求めた人は、わずか1.8%となっています。

## 2、組織の整備・統合

県連と各地区組織・財政の現状と今後のあり方、全解連岡山県連の「将来像」についての検討を95年度から積み重ねてきました。そして、1997年4月20日開催の第49回県連大会

において、長年続いてきた備前、備中、美作の3地区協議会の中間機関を廃止して県連組織に統合しました。県連への統合大会前の4月には、三地区ともそれまでの運動全体を総括した最終大会を開催し、この間のとりくみをまとめました。

### 3、新たな運動の構築へ

会員の「助け合い」運動を推進することを目的に、97年より「全解連共済会」を岡山県でも発足させました。生命共済、自動車共済、火災共済、自転車共済、行事共済など多彩な共済活動が展開されました。津山市、岡山市、笠岡市、井原市、新見市、倉敷市、総社市、高梁市、備前市、勝山町、鏡野町、勝央町、久米町、大佐町、作東町、美作町、勝田町、建部町、瀬戸町、熊山町、吉井町、加茂川町、賀陽町、中央町、真備町、矢掛町、船穂町などを中心に全解連会員の約五分の一が加入するなど、大いに役立ち喜ばれるものとなっています。

99年より、津山市協議会では、「さくら介護センター」を開設し、ケアマネージャー、ホームヘルパーによる介護事業を展開しています。岡山市三門支部では、「みんなの会館」を2000年6月11日に設立しました。生活相談や各種団体の会議や学習会、朝市など生活に密着したとりくみをおこなって住民から喜ばれています。備前市協は、「人権・平和・民主主義を考える備前市民のつどい」を2000年度以降毎年開催しました。

矢掛町の女性交流集会、井原・後月女性ふれあい集会などの女性活動でも共同のとりくみへの意識的追求が強まり、より幅広い参加と内容として進展させてきました。

## 六、 「基本方針」策定と発展的転換にいたるまで

### 1、地域から同和行政終結、同和教育廃止へのとりくみ

99年11月10日の対岡山県基本要要求交渉で、山口副知事から同和行政は国の段階では「残務処理法」期限をもって終了する流れであり、県の同和行政も同様であると回答があり、

県当局は遅くとも2002年3月には同和にかかわる特別対策は終結することを明らかにしました。

高梁市では、99年2月の対市交渉の場で市当局から「組織が行う完了宣言に全面的協賛をする」という姿勢が示され、全解連高梁市協は、6月19日開催の第43回市協大会で「同和対策事業の終結宣言」を行い、一切の同和対策事業の終結を会員の総意としました。

勝山町では「部落問題アピール署名」の住民過半数獲得を力に同和行政終結にむけた町民への訴えビラを全戸に配布しました。

自治体の議会に対する「基礎調査廃止」を求める請願書(陳情書)は、98年9月議会から2000年3月議会までに津山市、高梁市、井原市、美作町、湯原町、久世町、勝北町、勝山町、東粟倉村、美甘村、新庄村、船穂町、賀陽町、備中町、金光町、熊山町、瀬戸町、有漢町、北房町、寄島町、久米南町、邑久町、長船町まで広がり、あわせて23市町村で採択されました。

また、行政補助金について真摯な討論を積み重ねてきました。県連は、2002年度以降、県と市町村への補助金申請はしないことにむけて合意をはかってきました。各市町協・単独支部は、2002年度以降、団体助成金を廃止し組織活動に対する補助金は収束させるという基本的姿勢を確立させました。

これらのとりくみを全国的に進展させるなかで、1969年から33ヵ年つづいた特別措置法を2002年3月をもって終結させることになりました。

## 2、人権擁護法案廃案へのとりくみ

全解連県連は、2002年6月12日に日本ジャーナリスト会議岡山支部、国民救援会県本部などと共催で「メディア規制・人権擁護法を考える県民集会」を開催、104人が参加しました。また、「人権擁護法案」「有事法制三法案」の廃案にむけて街頭宣伝・署名活動を幾度となくおこないました。人権擁護法案の廃案を求める署名は、2年間で約20,000筆を集約しました。



### 3、発展的転換への学習活動

「部落解放運動の発展的転換をはかる基本方針」の学習会が各地で開催されました。また、岡山県部落問題大学習会、「人権を考える地域学習会」「部落問題解決と人権伸長をめざす討論交流集会（シンポジウム）」など県民参加の学習会を積み重ねてきました。特に、2000年度「人権を考える地域学習会」では「ハンセン病国家賠償訴訟と人権」の演題で「支援する会全国事務局長」の北岡秀郎氏を講師に、11月27日から連続三日間、各センター範囲で開催し、延べ550名が参加したことは特筆されとりくみでした。

2003年5月10日に開催した岡山県水平社創立80周年記念集会は、「今日的人権課題の本質を探る」シンポジウムを中心としました。パネラーは、ハンセン病問題、障害者問題、部落問題、在日韓国・朝鮮人問題に直接かかわるそれぞれの分野の第一人者の方々でした。特に、各問題の歴史的経緯、課題解決への主体者のとりくみと国民の動向、解決を阻む要因、今日段階での到達点、解決に向けた今日的課題ととりくみの現状、人権の概念、人権擁護法案など最近の動向にかかわって、を柱に教訓や課題を語っていただきました。参加された790名から、個人的人権課題の深い追求への賛意と部落問題解決の到達点への確信などの声がよせられました。

### 4、部落問題解決の到達点を科学的に

2002年4月に開催した第54回県連大会では部落問題解決の到達点を以下のように示しました。

社会問題としてとらえる場合、その事象が、社会的関心をよび社会的広がりをもって問題にされているか、ある程度大量で、繰り返し現われる性質のものか、社会の仕組みに問題を維持させるものがあるか、を中心にして分析する必要があります。

社会問題としての部落問題の解決を推し量る基準としては、私的な次元の問題としてとらえるのではなく、その発生根拠からして部落差別に苦しむ人々が共通の運命として体験された、被差別体験、地域的閉鎖性、非人間的な生活実態などの度量が基本的に解消されれば、個別的に一部残っても解決を実現したことになります。

今日の部落問題解決の到達点は、旧身分にかかわる差別が大幅に減少しています。周辺地域との生活上にみられた格差が基本的に解消しています。住民の間で歴史的後進性が薄れ、

部落問題解決の主体が形成されています。かつての部落の構成や実態も大きく変化し、部落の閉鎖性が弱まり、社会的交流が進展しています。また、人権課題に係わる国民・県民の関心度でも部落問題に対するものは大きく薄らぐとともに部落差別は不当とする意識が主流となっています。次代を担う青年層の間ではその傾向はより強まっています。

日常生活の上で、時として部落問題にかかわる問題が惹起することがありますが、この大きな要因はむしろ、解同や同和会、それに追従するひとにぎりの住民、また一部の行政・教育関係者などによって個別の現象を社会問題化させられていること、「部落民以外はすべて差別者」とする部落排外主義の運動や利権あさりを含めたエセ同和行為などにあるといえます。そして結果として部落問題の「わだかまり」「こだわり」などに結びついています。

今日の部落問題解決の到達点は、旧身分にかかわる部落問題は社会問題としては解決しており、政治的障害物といえる新たな要因による問題の克服が主要課題になっている状況にあります。

この認識のもとで、個別的限定的に部落差別に通ずる事象があらわれた場合、積極的に人権問題の一つとして解決を図っていきます。

また、33 ㏎年に及ぶ特別法が 2002 年 3 月に失効しましたが、一部で同和行政を引きずる傾向があるなかで、同和行政の本来的な役割を以下のように示しました。

1965 年の同和对策審議会答申をうけ、また「部落解放国策樹立闘争」など国民的な世論の反映のもと、69 年に同和对策事業特別措置法が制定されました。以来、延長と法改正が繰り返され、今年 2002 年 3 月まで 33 ㏎年の特別法時代がつづきました。

特別法が制定される以前から、地方改善事業など一般対策で同和对策が行われてきました。地方自治体での一般対策では予算的にも不十分であり、解決のための条件整備が急がれることから、時限立法としての特別措置法が制定されてきました。一般対策で同和对策を行わなくてもいい時代を迎えるための特別措置法であったことを再認識する必要があります。

特別措置法は、要求運動に基づく同和对策事業の実施を通じて、住環境の改善、教育、就労などの格差是正などを進展させ、部落問題解決にとって大きな役割を果たしてきました。その一方、解同などの不当な圧力に屈した自治体も生み出され、不公正・乱脈な行政運営の温床ともなり、肥大化した同和对策のもとで、少なからぬ住民の間で自意識が阻害され、部落問題を解決していく主体形成に重大な悪影響を与えました。さらに、同和对策事業による懐柔と融和政策で、部落住民の権利意識に基づく要求闘争、自覚的な運動への意欲をそこ

なわせる結果も一部で生まれました。

また、同和行政は、部落を周辺地域から隔離する分離主義的な「別枠行政」におちいりやすい性格を本来的にもっており、国民・県民の意識に異質性と違和感を与えるなどのマイナス面も否定できないものでした。

## 5、発展的転換への具現化

2002年4月に開催した第54回県連大会では今後2年間で新たな地域住民運動の組織をつくりあげていくことを決定しました。この年に、津山市は豊かなまち・人づくり津山ネットワーク、高梁市が人権と福祉を守る高梁市協議会、へと名称変更を行い新たな運動の構築へと出発しました。県連として、本格的な検討を行う組織的な体制をつくり、部落解放運動から新しい運動団体に転換する目標（組織のあり方、運動内容、転換への移行期間など）を設定するための討議と実践を展開しました。

2002年度、NPO法人「地域人権みんなの会」が県から認証を受け、具体的活動を開始しました。これには、医師、弁護士、障害者団体の幹部や全解連メンバーも多数参加しています。人権問題の学習会などを広く開催し、新たな地域人権組織とともに活動を展開するために福祉に関わる事業活動を検討しています。

岡山県水平社創立80周年にあたる2003年5月10日に開催した第55回県連大会では、新たな組織の規約案も含めた発展的転換への準備方針案を提起し、1年間の討議にかけてきました。

岡山県の解同は、部落問題解決の展望が示されない理論的弱点もあいまって、組織と財政運営による対立がまたも起こり、2003年11月に再分裂の状況に陥りました。県内に解同を名乗る組織が3団体となり、県民やかつての「地域住民」からも疎まれる存在となっています。

発展的転換をめざす全解連は、この一年間を通じて、県下ほとんどの組織で学習会を開催しました。発展的転換とそれに付随した規約案などについて、岡山市協議会や倉敷市協議会では、支部ごとに幾度も学習会が開催されました。女性部・青年部でも転換について大いに論議しました。女性部は、各地の女性部ごとに学習会などを開催して、新組織となった後の運動の中でも女性たちが大いに語り合う時間やそういった機会をつくる必要がある

ことなどが話し合われました。矢掛町女性部の紙紐を材料にした製品作りなどもこれらの論議のなかで発想されたものです。青年部は、転換に向けて学習討議を進めるなかで、他団体の青年たちと手を取り合った運動をネットワーク化して、幅広い仲間づくりをしていく方向性を検討しています。

また、全県支部代表者会議をはじめ、県連主催の会議などでも多くの時間を費やして「発展的転換」についての学習討論を深めてきました。この学習会では、「転換の必要性」「転換にともなう不安」「転換の中身」「新組織の運動目標」などについて、参加者それぞれの立場から多くの意見が出されました。

このような活動を通じて新たな県組織、(仮称)岡山県地域人権運動連絡協議会への加入決議も全解連組織のほとんどで行われ、今日を迎えています。

## 七、 おわりに

この小冊子では、正常化連岡山県連合会から全解連岡山県連へ、そして岡山県人権連へ転換していく今日までの約 35 年間の運動の歴史を概括的に示してきました。そのなかにもそれぞれの段階での教訓が一定示されていますが、私たちの運動は水平社以来 80 年余の歴史と伝統があります。その経緯と教訓について簡略に触れてまとめとします。

1923 年(大正 12 年)5 月 10 日に岡山市弓之町、岡山県商品陳列所で結成されました。戦前の水平運動は、たとえ短期間であったとはいえ、国家権力の直接弾圧とともに、融和団体を利用した融和分裂政策ときびしく対決して運動を前進させ、全国水平社創立宣言にうたわれた「人の世に熱あれ、人間に光あれ」の理念を実現するため奮闘しました。

県水平社の活動も全国の運動がたどった紆余曲折した理論的思想的影響を受けて試行錯誤を繰り返して来ましたが、労・農・水の「三角同盟」による闘争など貴重な理論と実践を経験してきました。戦前史の最大の教訓は、ファシズムと侵略戦争を阻止するための強大な統一戦線が実現できなかったこと、自由が圧殺されたもとでは部落解放運動もありえない、ということです。

戦後の部落解放運動を再建する活動は、岡山県は全国的にみて早くスタートし、1946 年(昭

和 21 年) 3 月、岡山県人民解放同盟を結成、その後岡山県解放同盟、部落解放全国委員会県連、部落解放同盟県連、部落解放同盟正常化連県連、岡山県部落解放運動連合会と発展して 58 年を経過して現在に至っています。

この間の動きを振り返れば、60 年安保闘争の際、自民党のひ護によって誕生した全日本同和会が所期の成果をあげ得なかったことから、「部落解放同盟」丸抱えによる右傾化、変質させる策動が強まったことが、まず、あげられます。1965 年(昭和 40 年)の「同和対策審議会答申」、1969 年(昭和 44 年)の「同和対策事業特別措置法」制定の時点で、反共主義と結びついた部落排外主義による解同・朝田一派の本格的な分裂攻撃が激化しました。この経過をみれば、日本の進路を左右する分岐点である安保条約が俎上にのぼり国民的課題となりうる時期に、同和問題をからめて分裂のクサビが打ち込まれているという事実を重視しなければなりません。

私たちの運動は、1961 年(昭和 36 年)からとりくんだ「部落解放要求貫徹全国闘争」を発展させ、格差是正のとりくみから融合を具体的にめざす「部落問題の解決をめざす国民運動」に結びつけてきました。その背景には、全解連の綱領的文書「二十一世紀をめざす部落解放の基本方向」や「差別事象にたいする全解連の方針」、「『地域改善財特法』後のあり方についての全解連の見解と方針」、「教育提言」などの策定に象徴してあらわれているように、部落問題にたいする理論的・実践的発展が基礎になっています。

また今日では、同和行政・教育の終結が基本的に実現し、旧身分にもとづく部落問題が社会問題としては解決され、部落解放運動から人権と民主主義をめざす地域住民運動への発展的転換が現実のものとなりました。民主的な地域をつくること、憲法改悪など政治反動を許さぬ統一戦線の実現など国民的共同のたたかいをすすめること、などが求められています。

これらの諸課題に対して有機的に運動をすすめるためにも、県水平社創立から 80 年にわたる部落解放運動の歴史と教訓を正しく継承・発展させていかななくてはなりません。80 年間の人間の尊厳を求める営みの結果、旧身分に係わる社会問題としての部落問題は、日本における人権問題として重要な位置を占めてきましたが、基本的に解決できる状況に至りました。

部落解放運動 80 年余のなかにはさまざまな教訓がありますが、これからの運動と組織の発展に向けては以下の点が重要です。第一は、部落解放という自らの課題解決をめざすたたかいととも、自由と平等、民主主義と人間の尊厳をかけたたたかいとして、発展させてきたこと。第二は、地域を基盤に部落住民の多岐にわたる諸要求実現の闘いを前進させるとともに、地域の民主的発展を大きく前進させてきたこと。第三は、平和と民主主義、生活擁護などさまざまな国民的共通要求に基づく協力、共同のたたかいを前進させるとともに、そ

のたたかいを通じて、国民的連帯と融合をはかってきたこと。第四に、支配権力は、部落解放運動における組織的自覚が高まり、高揚していく段階で懐柔し、分断と弾圧攻撃をかけてきていること、第五は、「人権」の名で国民を管理統制する動向に対して、本来の解決のあり方を追求し、言論と表現の自由、そして内心の自由の大切さなどを理論的にも明らかにしてきたこと、などです。